

平成20年度輸入食品監視指導計画 監視結果（中間報告）

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 887,703件
- ◆ 検査件数 91,955件（検査率10.4%）
（検査命令 44,596 件、モニタリング検査 26,448 件、指導検査等 23,891 件）
- ◆ 違反件数 501件（届出件数の0.06%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数約79,800件に対し、実施率約54%

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 全輸出国3品目、15カ国33品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 12カ国14品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国16品目及び35カ国・1地域の201品目（平成20年9月30日現在）

主な食品衛生法違反内容 （平成20年4～9月：速報値）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	98	17.4	とうもろこし、ハトムギ、落花生、アーモンド、ごま等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等のシアン化合物の含有、食肉製品のリステリア菌による汚染、下痢性・麻痺性貝毒の検出、米の輸送時中の事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の制限	5	0.9	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	17	3.0	サイクラミン酸、TBHQ、パテントブルーV、アソルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
11	食品又は添加物の基準及び規格	431	76.7	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の含有、農薬等の残留基準違反）、冷凍食品の成分規格違反（一般生菌数、大腸菌、大腸菌群）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の過量残存（二酸化硫黄等）
18	器具又は容器包装の基準及び規格	10	1.8	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等の準用規定	1	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		562（延数） 501（違反届出件数）		

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成18年：45社、平成19年：59社、平成20年（1～9月）：24社

輸出国における現地調査の実施事例 (平成18年～平成20年)

❖ 食肉（11回）

- ◆ 米国産牛肉（BSE）
- ◆ カナダ産牛肉（BSE）
- ◆ イタリア産豚肉（処理施設の衛生要件）
- ◆ サンマリノ産食肉製品（処理施設の衛生要件）
- ◆ インド産食鳥肉（処理施設の衛生要件）

❖ 水産物（4回）

- ◆ 台湾産養殖うなぎ（残留動物用医薬品）
- ◆ アイルランド産食用カキ（貝毒、処理施設の衛生要件）
- ◆ タイ産養殖えび（残留動物用医薬品）
- ◆ ヴェトナム産養殖えび（残留動物用医薬品）

❖ 農産物（7回）

- ◆ 中国産冷凍ほうれんそう（残留農薬）
- ◆ 台湾産マンゴー（残留農薬）
- ◆ 韓国産エゴマの葉及びとうがらし（残留農薬）
- ◆ フィリピン産アスパラガス、おくら及びマンゴー（残留農薬）

平成21年度 輸入食品監視指導計画(案)

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック

- ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
- ◆ 輸入者からの報告徴収

❖ 輸入時のモニタリング検査の実施

- ◆ 統計学的考え方に基づき、食品群ごとに違反率、輸入件数等を考慮して検査件数及び検査項目を設定
- ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導で法違反が発見された場合は、必要に応じて輸入時の検査を強化

❖ 検査命令の実施

- ◆ 法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品について実施
- ◆ 輸出国における規制及び衛生管理の状況、当該食品の過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
- ◆ 解除に当たっては、輸出国における原因究明及び再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえて検討

海外情報に基づく緊急対応

- ❖ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ❖ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化

輸出国における衛生対策の推進

- ❖ 我が国の食品衛生規制の周知
 - ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
 - ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
 - ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ❖ 二国間協議、現地調査等
 - ◆ 二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
 - ◆ 現地調査による輸出国における生産等段階での衛生対策の検証
 - ◆ 問題発生の未然防止の観点からの輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価の推進
- ❖ 輸出国への技術協力
 - ◆ 独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた専門家の派遣や研修員の受入れ

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ❖ 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- ❖ 記録の作成及び保存
- ❖ 適正表示
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

輸入者に対する基本的指導事項（抜粋）

	輸入時の危害要因等	事前の確認事項	定期的確認事項 （初回輸入時を含む）	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 （共通事項）	・ 有害、有毒物質の含有 ・ 腐敗、変敗及び不潔・ 異物の混入	・ 原材料の受け入れ、製 造・加工行程等におけ る有害、有毒物等の混 入防止対策	・ 定期的な試験検査によ る有害、有毒物質等の 確認	・ 事故・不適切な温度管 理等による腐敗、変敗 がないこと ・ 塩蔵等の食品等を長期 間屋外に保管すること がないこと ・ 倉庫等で使用する殺虫 剤等の薬剤による汚染 がないこと
	・ 病原微生物による汚染	・ 病原微生物による汚染 防止対策	・ 定期的な試験検査によ る病原微生物の確認	・ 微生物の増殖による危 害の発生を防止するた めの適切な温度管理
	・ 指定外添加物の使用 ・ 添加物の対象外使用、 過量使用等使用基準不 適合	・ 原材料に使用されてい る添加物を含め、指定 外添加物が使用されて いないこと ・ 使用基準に適合しない 添加物が使用されてい ないこと、また、使用 量等が適量であること	・ 定期的な試験検査によ る指定外添加物が含有 していないこと、添加 物の使用基準等の適合 の確認	

平成21年度輸入食品監視指導計画の主な改正点 ①

❖ 輸入時における監視指導の強化

- ◆ モニタリング検査計画数
157食品群について約 83, 400件（前年比3, 600件増）
- ◆ 残留農薬等の検査項目を拡充
- ◆ 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対
象範囲拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、モニタリン
グ検査を拡充
- ◆ 輸入実態に即した効果的なモニタリング検査が実施できる
よう、検査の実施状況の適宜点検及び年度半ばを目途とし
たモニタリング計画の見直しを実施

平成21年度輸入食品監視指導計画の主な改正点 ②

❖ 輸出国における衛生対策に関する情報収集の推進

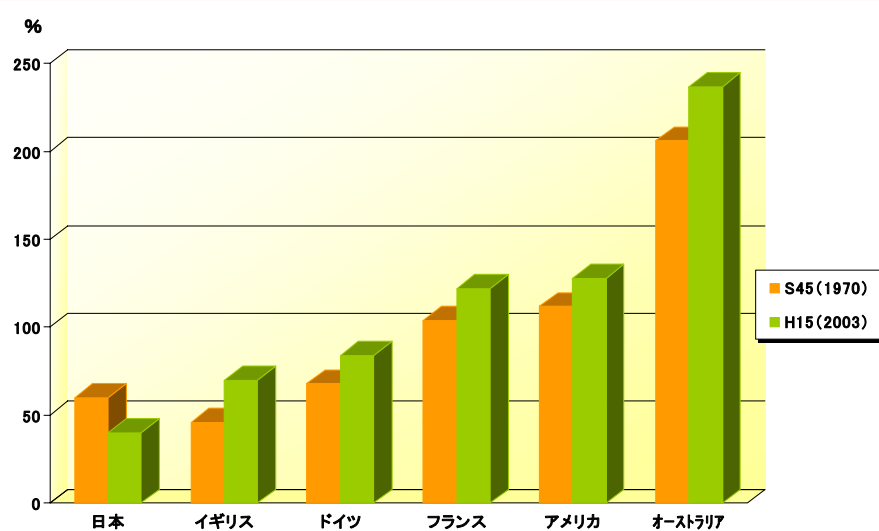
- ◆ 問題発生 of 未然防止の観点から、平時より輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価を推進

❖ 輸入者による輸出国段階における自主的衛生管理の推進

- ◆ 輸入者に対して、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において必要な確認を行うよう指導

参考情報

主要先進国の総合食料自給率 (カロリーベース)



※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より